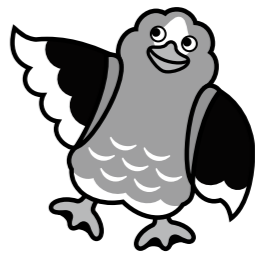


行政区を分割します

行政区内の世帯数が増加していることから、地域で話し合いを行い、古川地域上古川行政区と諏訪西行政区の区域を分割することとなりました。

4月1日から、「上古川行政区」「本鹿島行政区」「諏訪西行政区」になります。



■ 分区する上古川・本鹿島・諏訪西行政区

10月1日から施設などの使用料と水道料金・下水道使用料を改定します

政策課行政改革担当 ☎2129

市では、施設の管理運用にかかるコスト計算を行い、適切な料金を定めるため、使用料の価格を見直しました。

10月1日から、施設の使用料や水道料金などを改定します。

詳細は、各施設や市ウェブサイト (<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,325,31,117.html>) に掲載します

改定する主な使用料(表1)

市が管理運営する施設の使用料を一部改定します。

対象施設 公民館、体育施設、産業商工施設、文化施設、駐車場、保健福祉施設など

※ 体育施設の個人利用料金や集会所の使用料などは、料

■ 10月以降の施設使用料(表1)

施設名	10月1日以降
中央公民館 ホール	1,700円/4時間
諏訪公園 野球場	1,050円 (2時間まで)
市役所本庁舎 北側駐車場	100円/55分 (40分間は無料)
図書館 多目的ホール	2,400円/区分

※ 改定内容の一部です。上記以外の施設や詳しい内容は、各施設または市ウェブサイトを確認してください。

■ 11月分以降の水道料金(表2)

口径	料金	
	基本料金	水量/m ³
13mm	1,067円	101円
20mm	2,216円	191円
25mm	3,388円	260円
30mm	4,796円	335円
40mm	9,886円	325円
50mm	15,901円	
75mm	31,958円	
100mm	53,873円	
150mm	119,443円	
200mm	214,762円	

■ 11月分以降の下水道使用料(表3)

従量使用料	水量	料金/m ³
	11m ³ ~20m ³	220円
21m ³ ~50m ³	253円	
51m ³ ~500m ³	286円	
501m ³ 以上	253円	

※ 10m³以下は1,540円(基本使用料)です。

政策課行政改革担当 ☎2129

水道料金・下水道使用料の改定(表2・3)

改定は、消費税率の改定が予想されるため行うもので、税抜単価に変更はありません。

水道料金 11月検針分以降の基本料金・水量料金

※ 鳴子上原・向山地区の水道料金は異なります。

下水道料金 11月検診分以降の公共下水道、農業集落排水、浄化槽、地域下水処理場使用料の基本使用料・従量使用料

水道加入金 10月1日以降に新設を申し込む給水装置

管理課総務係 ☎1112

下水道課業務係 ☎5831

指定管理施設の料金

指定管理者が管理運営する施設の料金内容は、各施設内に掲示します。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

国民健康保険税・介護保険料普通徴収の仮算定を廃止します

税務課国民健康保険税担当 ☎5147

平成31年度から、国民健康保険税と介護保険料(普通徴収)の算定は、暫定的に賦課していた仮算定を廃止し、前年の所得などで決定する「本算定」のみに変更します。

保険税(料)決定通知書は、年1回、7月のみの発送となります。特別徴収(年金から天引き)の人はこれまでと変更ありません。

■ 保険税(料)算定方法の比較表

平成30年度		平成31年度	
期別	納期限	期別	納期限
第1期	5月末日	廃止	
第2期	6月末日	第1期	7月末日
第3期	7月末日	第2期	8月末日
第4期	8月末日	第3期	9月末日
第5期	9月末日	第4期	10月末日
第6期	10月末日	第5期	11月末日
第7期	11月末日	第6期	12月末日
第8期	2月末日	第7期	1月末日
第9期	1月末日	第8期	2月末日
第10期	2月末日	第9期	3月末日

前年度の保険税(料)の10分の2の額を賦課していた仮算定を廃止。
※ 保険税(料)の年額は変わりません。

森林経営管理制度が始まります

農林振興課畜産・林政担当 ☎7090

国内の森林の約40%は、戦後や高度経済成長期に植林されたスギ、ヒノキなどの人工林です。近年、これらが大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。

森林の木材資源は、「切って、使って、植える」を繰り返して、循環的に利用していく必要があります。

森林経営管理制度は、適切

な管理が行われていない森林に対して、意欲と能力がある林業経営者と行政が経営管理を行うものです。制度の開始により、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図っていきます。

市では、平成31年度から順次エリアを定め、市内の森林所有者に対し、管理の意向調査を実施する予定です。

空き家に付属する農地の取得要件を緩和します

農業委員会事務局農地担当 ☎0577

空家の活用と農地利用の最適化を促進するため、空き家と、空き家に付属する農地を、買ったり、借りたりする際の耕作面積要件を緩和します。

緩和により、空き家と付属する農地が取得しやすくなります。詳しい要件や手続きの方法は、お問い合わせください。

■ 権利取得の要件

農地の権利取得日から起算して5年以上継続して取得した空き家に居住し、農作業に従事することができ、空き家と同様の権利を取得する人

■ 対象となる農地

大崎市空家バンクに登録された空き家に接続し、空き家

と同一人またはその世帯員が所有する農地で、所有者などにより管理される見込みがなく、空き家の居住者が管理することが適切と判断される農地

■ 要件緩和後の耕作面積

対象農地は、耕作面積要件を1アール以上とし、農業委員会が一筆ごとに指定します。

適切な管理を行える林業経営者と森林所有者をつなぐシステム関連図

